

2016 年 3 月定例会議 議案第 34 号、議案第 35 号、陳情第 2 号反対討論

日本共産党相模原市議団を代表して、議案第 34 号「相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例」および、議案第 35 号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」、陳情第 2 号「津久井郷土資料室の早期再開を求めること」について、反対の立場から討論をおこないます。

はじめに、議案第 34 号についてです。

議案第 34 号については、国における「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改定に伴い、教育長の勤務条件等を定めるために新たに条例を制定するものですが、この法律の改定には、大きな問題点があり、関連する条例制定にも賛成することはできません。

法改定により、教育委員会を代表する教育委員長が廃止され、市長が直接、任命・罷免ができる「新・教育長」が教育委員会を「総理し、代表する」とされています。

教育行政の方針はこれまで、市長から独立した合議体である教育委員会が決めてきましたが、法改定により、市長が主宰する「総合教育会議」で教育委員会と協議して市長が策定することになりました。

新・教育長と教育委員会は、市長の監督下におかれることになり、これでは、教育の独立・中立性が守られない恐れがあります。

また、新教育長は、教育委員会の指揮・監督を受けることもなくなり、市長は直属の部下である教育長を通じて、監督等を強めることができるようになり、合議で進めるといふ教育委員会が形骸化しかねない危険性をはらんでいます。

もともと教育委員会は戦後、住民自治の組織としてスタートしました。住民代表の教育委員からなる教育委員会が最高意思決定機関となり、教育行政を指揮・監督する制度となっています。

今回の法改定の内容がさらに具体化されれば、市長が代わるたびに教育現場が振り回され、子どもたちが最大の被害者となる恐れがあり、このような問題点を持つ法改定に伴う、条例制定に賛成することはできません。

つぎに、議案第 35 号についてです。

議案第 35 号については、国における「学校教育法等の一部を改正する法律」による、「学

校教育法」の改定により、学校の種類に、小学校から中学校までの義務教育を一貫しておこなう「義務教育学校」が新たに加わり、本市の関連する条例に、「義務教育学校」を追加するものであります。

今回の法改定により新たに追加された「義務教育学校」には、大きく 3 つの問題点があり、賛成することはできません。

問題点の 1 つ目は、小中一貫校である義務教育学校について、義務教育学校と通常の小・中学校を比較した国の調査がなく、教育効果や問題点が検証されていない点です。

国会での議論においても、学力向上、いじめや不登校の減少という文部科学省の説明が、科学的に検証されたものではないことが明らかになっています。

問題点の 2 つ目は、小中一貫校の制度化が、学校統廃合をさらに加速させる手段となることです。

文部科学省が昨年 1 月に示した「学校規模適正化の手引き」では、一定規模の学校規模の確保のためにできる工夫例として、小中一貫教育が有力な選択肢として示されており、小中一貫教育を推進し、学校統廃合をさらに加速させるという狙いは明らかです。

問題点の 3 つ目は、義務教育の段階から複数の学校制度、教育課程が設けられることになり、教育の機会均等が崩されるという点です。

義務教育学校では、6・3 制が維持されるものの、自治体の判断により、教育課程において 4・3・2 制、5・4 制といった特例を実施することができるようになり、同じ自治体内においても学校種別により、教育の内容に違いが生じることとなります。

さらに、自治体の判断で、例えば、英語の早期導入や教育課程の前倒しなどが可能になり、新たな詰め込み教育についても危惧されており、あわせて、転入・転出する児童・生徒への教育の保障にも問題が生じるということも指摘されています。

議案第 34 号および議案第 35 号のいずれも、国における法改定に伴う条例の制定および改正ではありますが、いずれの法改定も、教育行政の独立性や、すべての子どもたちに公教育として保障するという点において、後退する恐れがあり、賛成することはできません。

さいごに、陳情第 2 号についてです。

本陳情は、建物の老朽化を理由に一般公開が休止された津久井郷土資料室について、建物を壊すことなく復原保存をし、また全ての収蔵物を分散散逸することなく、早期に公開

を再開することを求める内容となっています。

津久井郷土資料室は、1971 年に旧津久井 4 町の郷土資料の収蔵施設として開設され、津久井湖の湖底に沈んだ集落などで使われていた民具や生活用品、さらに旧相模湖町出身で郷土史研究家の鈴木重光氏が収集した文化資料などが収蔵されており、旧津久井 4 町の歴史や文化を語る上で、大変貴重なものとなっています。

その歴史と文化を次の世代へと伝えていくためにも、収蔵されている資料を適切な環境において保存していくことが大変重要になります。

津久井郷土資料室の建物は、かつて蚕業指導所として使われていました。

1950 年代、旧津久井郡には 2000 戸近い養蚕農家があり、養蚕業が盛んであった当時の状況、歴史を語るうえで、貴重な建物となっています。

しかし、建築から 60 年以上が経ち、老朽化が進み、雨漏りや屋根瓦の落下等も発生しているほか、市が実施した耐震診断において、大きな地震が発生した際には、倒壊する危険性が高いことがわかっています。

また、蚕業指導所としての役割を終えた後、この建物は他の用途で使用され、建物の改造等もおこなわれており、様々な面から考えると、復原や耐震工事をおこなうことは難しいのではないかと思います。

今回の陳情者の方の気持ちは十分察しつつも、陳情のなかにある「建物を壊すことなく復原保存を」という点については、賛同することはできません。

しかし、旧津久井 4 町の郷土資料は、津久井地域の歴史を語る上でも、歴史や文化を語り継ぐためにも、資料の収蔵・公開場所を津久井地域とすることが重要であり、既存の公共施設を有効活用するなどの、様々な検討が可能であると考えます。

市においては、収蔵品、大変貴重な資料について、適切な環境においてしっかり保存をおこなうとともに、資料を保存するだけでなく、公開・活用についても、今回の陳情者の、そして地域の方々の思いをしっかり受け止めて、検討を進めることをあらためて求めます。

以上で、討論を終わります。